

内閣府

○ 令第九号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第三百三十五条第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。次号及び第五号を除き、以下この条において同じ。）による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関</p> | <p>第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第三百三十五条第一項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報</p> |

する事務 当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

「イ〜ハ 略」

四 健康保険法第五十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請若しくは同法第三十六条第一項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第十三条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請若しくは同法第四十三条の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

五 健康保険法第六十六条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第三十七条の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第十四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第四十四条の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ〜ハ 同上」

四 健康保険法第五十五条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第三十六条第一項の日雇特例被保険者であった者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第十三条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の被扶養者若しくは同法第四十三条の日雇特例被保険者の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

五 健康保険法第六十六条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者若しくは同法第三十七条の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第十四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者若しくは同法第四十四条の日雇特例被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

「六〇十二 略」

十三 健康保険法施行規則第六十一条第二項（同令第三百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者による食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

「十四〇十八 略」

第三条 法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇四 略」

五 健康保険法第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第一百三十三条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する

「イ・ロ 同上」

「六〇十二 同上」

十三 健康保険法施行規則第六十一条第二項（同令第三百三十四条において読み替えて準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者又は日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下この条において同じ。）による食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

「十四〇十八 同上」

第三条 法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一〇四 同上」

五 健康保険法第五十条第一項の組合管掌健康保険の被保険者であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の申請又は同法第一百三十三条の組合管掌健康保険の被保険者の被扶養者であつた者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支

情報

〔六〇十七 略〕

十八 健康保険法施行規則第四百十一条第一項の任意継続被保険者（健康保険法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。）による前納した保険料の還付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十九 〔略〕

第六条の二 法別表第二の七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金又は同法第二十三條第一項の傷病年金の各支払期月（同法第九条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務 これらの給付の受給権者に係る次に掲げる情報

給に関する情報

〔六〇十七 同上〕

〔号を加える。〕

十八 〔同上〕

第六条の二 法別表第二の七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔号を加える。〕

イ 厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報  
ロ 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

二 労働者災害補償保険法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金又は同法第二十二條の四第二項の遺族年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る前号イ及びロに掲げる情報

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

三 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十八條の二第二項の傷病補償年金の支給の決定に係る届書、同令第十八條の三の十五の複数事業労働者傷病年金の支給の決定に係る届書又は同令第十八條の十三第二項の傷病年金の支給の決定に係る届書に係る事実についての審査に関する事務 当該届書を提出する者に係る前号イ及びロに掲げる情報

四・五 「略」

「号を削る。」

一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金又は同法第二十二條の四第二項の遺族年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

イ 厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報

ロ 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

二 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十八條の二第二項の傷病補償年金の支給の決定に係る届書又は同令第十八條の十三第二項の傷病年金の支給の決定に係る届書に係る事実についての審査に関する事務 当該届書を提出する者に係る前号イ及びロに掲げる情報

三・四 「同上」

五 労働者災害補償保険法第十二條の八第三項の傷病補償年金、同法第十五條第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金又は同法第二十三條第一項の傷病年金の

第九条 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ 略

【二・三 略】

四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ 児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ 略

ホ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一

各支払期月（同法第九条第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務 これらの給付の受給権者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

第九条 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「号の細分を加える。」

イ 同上

【二・三 同上】

四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

「号の細分を加える。」

イ 同上

「号の細分を加える。」

条第一項第二号ハの判定に関する情報

二・ホ 「略」

五 「略」

第十九条 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

「イ〜ム 略」

ウ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報

二・ホ 「略」

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る前号イからノまでに掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同

二・ホ 「同上」

五 「同上」

第十九条 法別表第二の二十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条において「要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

「イ〜ム 同上」

「ウの細分を加える。」

二・ホ 「同上」

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る前号イからホまでに掲げる情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同



条第二項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に  
係る第一号イからノまでに掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務  
要保護者等に係る第一号イからノまでに掲げる情報

五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事  
務 要保護者等に係る第一号イからノまでに掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三  
項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項  
の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に係る第  
一号イからノまでに掲げる情報

第二十条 法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次  
の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該  
各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 略〕

三 地方税法第三十四条第一項第八号及び第三百十四条の二第一  
項第八号の寡婦控除又は同法第三十四条第一項第八号の二及び  
第三百十四条の二第一項第八号の二のひとり親控除の適用に関  
する事務 納税義務者又は当該納税義務者と同一の世帯に属す  
る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

四〇十二 「略」

条第二項の職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に  
係る第一号イからホまでに掲げる情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務  
要保護者等に係る第一号イからホまでに掲げる情報

五 生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事  
務 要保護者等に係る第一号イからホまでに掲げる情報

六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三  
項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項  
の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に係る第  
一号イからホまでに掲げる情報

第二十条 法別表第二の二十七の項の主務省令で定める事務は、次  
の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該  
各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

三〇十一 「同上」

第二十二條の二 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四 略〕

五 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十四条の私立学校教職員共済制度の加入者であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十三条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

〔六〇八 略〕

第二十二條の三 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 私立学校教職員共済法第二十条第二項の退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の

第二十二條の二 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇四 同上〕

五 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十四条の私立学校教職員共済制度の加入者であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十三条第三項の私立学校教職員共済制度の加入者の被扶養者であつた者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

〔六〇八 同上〕

第二十二條の三 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔号を加える。〕

一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項及び第七十九条の給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に関する事務 当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報

イ 市町村民税に関する情報

ロ 住民票に記載された住民票関係情報

ハ 失業等給付関係情報

三|| 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第四十四条第一項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三|| 三|| 「略」

六|| 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第五項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る年金給付関係情報

「号を削る。」

「号を加える。」

三|| 三|| 「同上」

「号を加える。」

四|| 私立学校教職員共済法第二十条第二項の退職等年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の

七  
〔略〕

〔号を削る。〕

八  
〔略〕

第二十二條の四 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 厚生年金保険法第二十六條第一項の規定による申出（同法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（次

一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八條第三項及び第七十九條の給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務 当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報

イ 道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ 住民票に記載された住民票関係情報

ハ 失業等給付関係情報

五  
〔同上〕

六 私立学校教職員共済法施行規則第四條第二項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

七  
〔同上〕

第二十二條の四 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十六條第一項の規定による申出（同法第二條の五第一項第一号に規定

号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二 厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

イ 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金若しくは同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九條第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十條の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十二條第一項の障害年金前払一時金の支給に関する情報

ロ 「略」

ハ 市町村民税に関する情報

「二・ホ 略」

2 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは

する第一号厚生年金被保険者（次号において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務 当該申出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二 厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

イ 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金若しくは同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九條第一項の障害補償年金前払一時金若しくは同法附則第六十二條第一項の障害年金前払一時金の支給に関する情報

ロ 「同上」

ハ 道府県民税又は市町村民税に関する情報

「二・ホ 同上」

2 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは

、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る前項第二号イからホまでに掲げる情報

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

イ 削除

ロ 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十二条の三第二項の障害年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金若しくは同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金の支給に関する情報

ハ 失業等給付関係情報

ニ 道府県民税又は市町村民税に関する情報

ホ 住民票に記載された住民票関係情報

ヘ 地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する

3 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る第一項第二号イからホまでに掲げる情報

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

情報

3 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 厚生年金保険法による第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

イ 削除

ロ 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金若しくは同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九條第一項の障害補償年金前払一時金若しくは同法附則第六十二條第一項の障害年金前払一時金の支給に関する情報

ハ 失業等給付関係情報

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

4 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「略」

二 厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る第一項第二号イからホまでに掲げる情報

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

㉓ 道府県民税又は市町村民税に関する情報

㉔ 住民票に記載された住民票関係情報

㉕ 地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する

情報

4 法別表第二の三十五の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 「同上」

二 厚生年金保険法による第四号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務 当該保険給付の支給及び当該受給権者に係る申請、届出その他の行為に係る者に係る次に掲げる情報

㉖ 削除

㉗ 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金

、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金若しくは同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金若



「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

第二十四条の二 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 国家公務員共済組合法第四十四条第一項の共済組合の組合員であつた者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二 五 「略」

- 六 国家公務員共済組合法第六十四条の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十三条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支

しくは同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金の支給に関する情報

ハ 失業等給付関係情報

ニ 道府県民税又は市町村民税に関する情報

ホ 住民票に記載された住民票関係情報

ヘ 地方公務員災害補償法第二十八条の二第一項の傷病補償年金又は同法第二十九条第一項の障害補償年金の支給に関する情報

第二十四条の二 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「号を加える。」

一 四 「同上」

- 五 国家公務員共済組合法第六十四条の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十三条第三項の共済組合の組合員の被扶養者であつた者の死亡に係る家族

給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

七〇 略

〔号を削る。〕

〔十一〕十五 略

第二十五条 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕六 略

七 国民健康保険法第七十六条の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

イ 略

ロ 当該保険料を課せられる者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

六一 同上

六二 国家公務員共済組合法施行規則第九十七条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

〔十一〕十五 同上

第二十五条 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕六 同上

七 国民健康保険法第七十六条の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

イ 同上

ロ 当該保険料を課せられる者に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者又は私立学校教職員共済

〔八〇十 略〕

十一 国民健康保険法施行規則第二十六条の三第一項の食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定又は同令第二十六条の五第二項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該認定を受ける若しくは当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十二 国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定又は同条第六項の生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該認定を受ける若しくは当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

〔十三・十四 略〕

十五 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二第一項の市町村又は組合の認定に係る事実についての審査に関する事務 当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項又は同令第二十七条の十四の五の市町村若しくは組合の認定に係る

制度の加入者若しくは被扶養者の資格に関する情報

〔八〇十 同上〕

十一 国民健康保険法施行規則第二十六条の三第一項の食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定の申請又は同令第二十六条の五第二項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十二 国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定の申請又は同条第六項の生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

〔十三・十四 同上〕

十五 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二第一項の市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項又は同令第二十七条の十四の五の市町村若しくは組合の認定の申請

事実についての審査に関する事務 当該認定を受ける者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第二十六条の二 法別表第二の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九條第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十條第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十條の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十條の四第一項の複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十二條第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三條第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第二十六条の二 法別表第二の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。

一 労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九條第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十條第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十二條第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三條第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

二 「略」

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 知的障害者福祉法第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

「二・三 略」

第三十条 法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務  
次に掲げる情報

イ 避難行動要支援者（災害対策基本法第四十九条の十第一項の避難行動要支援者をいう。以下この号において同じ。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

二 「同上」

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

「二・三 同上」

第三十条 法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務とし、同表の五十六の二の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 被災者（災害対策基本法第二条第一号の災害の被災者をいう。以下この条において同じ。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報  
「号の細分を加える。」

- 
- ロ 避難行動要支援者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
- ハ 避難行動要支援者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。）
- ニ 避難行動要支援者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ホ 避難行動要支援者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ヘ 避難行動要支援者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報
- ト 避難行動要支援者若しくはその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報
- 

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

㊦ 避難行動要支援者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

㊧ 避難行動要支援者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

㊨ 避難行動要支援者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

㊩ 避難行動要支援者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

㊪ 避難行動要支援者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

㊫ 災害対策基本法第四十九条の第十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務 前号イからヲまでに掲げる情報

㊬ 災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務 次に掲げる情報

㊭ 被災者（災害対策基本法第二条第一号の災害の被災者をい

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

㊮ 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

㊯ 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。）

「号の細分を加える。」

う。以下この号において同じ。）又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ロ 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

ハ 被災者又はその保護者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。）

ニ 被災者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ホ 被災者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ヘ 被災者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

ト 被災者若しくはその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」



七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報

ㄱ 被災者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

ㄴ 被災者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

ㄷ 被災者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

ㄹ 被災者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第七七条の障害児福祉手当、同法第二六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

ㄺ 被災者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 被災者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

五 被災者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

六 被災者又はその保護者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

第三十一条の二 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は

七 被災者若しくはその保護者に係る児童福祉法第二十一条の五

の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費又は同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給に関する情報

八 被災者に係る母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

九 被災者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第

二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

十 被災者又はその保護者に係る特別児童扶養手当等の支給に関

する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

十一 被災者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十

七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

十二 被災者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

第三十一条の二 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は

、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 地方公務員等共済組合法第四十七条第一項の共済組合の組合員であつた者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二 六 「略」

七 地方公務員等共済組合法第六十六条の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十五条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

八 一〇 「略」

「号を削る。」

〔十二〕十六 略

、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「号を加える。」

一 五 「同上」

六 地方公務員等共済組合法第六十六条の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十五条第三項の共済組合の組合員の被扶養者であつた者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族埋葬料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

七 一〇 「同上」

一 一 地方公務員等共済組合法施行規程第二百一条第一項の共済組合の組合員であつた者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

〔十二〕十六 同上

第三十九条の二 法別表第二の七十一の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給の申請を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報とする。

第三十九条の三 「略」

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百八条の二第十五項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十五条第十八号の障害者雇用安定助成金、雇用保険法施行規則第二百五十二条第九項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の

「条を加える。」

第三十九条の二 「同上」

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百五十五条第十項の障害者雇用安定助成金、同令第二百二十五条第十項の障害者職業能力開発コース助成金及び同令附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

「一・二 略」

第四十四条 法別表第二の八十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給

「一・二 同上」

第四十四条 法別表第二の八十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給

付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支給給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支給給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報

「イ〜ム 略」

ウ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する情報

中・ノ 「略」

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務  
要支援者等に係る前号イからノまでに掲げる情報

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条

付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支給給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支給給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（以下この条において「要支援者等」という。）に係る次に掲げる情報

「イ〜ム 同上」

「号の細分を加える。」

ウ・中 「同上」

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始又は同条第九項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務  
要支援者等に係る前号イから中までに掲げる情報

三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条

第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務 要支援者等に係る第一号イからノまでに掲げる情報

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る第一号イからノまでに掲げる情報

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る第一号イからノまでに掲げる情報

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条

第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十条第一項の職権による開始又は同条第二項の職権による変更に関する事務 要支援者等に係る第一号イからホまでに掲げる情報

四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十条の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る第一号イからホまでに掲げる情報

五 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第六十条の費用の返還に関する事務 要支援者等に係る第一号イからホまでに掲げる情報

六 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条

第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七條第一項又は第七十八條第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八條の二第一項の徴収金を含む。）に関する事務 要支援者等に係る第一号イからノまでに掲げる情報

**第四十四條の二** 法別表第二の九十の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第三十一条の介護手当の支給に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該支給の請求を行う者に係る介護保険法第十八條第一号の介護給付、同條第二号の予防給付若しくは同條第三号の市町村特別給付の支給に関する情報又は同法第一百五條の四十五の地域支援事業の実施に関する情報とする。

**第四十四條の三** 「略」

第四十六條 法別表第二の九十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一・二 略」

三 介護保険法第二十七條第一項の要介護認定、同法第二十八條

第四項並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第七十七條第一項又は第七十八條第一項及び第二項の徴収金の徴収（同法第七十八條の二第一項の徴収金を含む。）に関する事務 要支援者等に係る第一号イから中までに掲げる情報

「条を加える。」

**第四十四條の二** 「同上」

第四十六條 法別表第二の九十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一・二 同上」

三 介護保険法第二十七條第一項の要介護認定、同法第二十八條



第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

四 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

五 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

〔六・七 略〕

2 〔略〕

第四十七条 法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〜四 略〕

五 介護保険法第五十一条の三第一項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に

第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。） 当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

四 介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。） 当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

五 介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務（第二号被保険者に係るものに限る。） 当該申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報

〔六・七 同上〕

2 〔同上〕

第四十七条 法別表第二の九十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〜四 同上〕

〔号を加える。〕

掲げる情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

ニ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報

六・七 「略」

八 介護保険法第六十一条の三第一項の特定入所者介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る市町村民税に関する情報

ニ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る住民票に記載された住民票関係情報

五・六 「同上」

「号を加える。」

報

ホ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報

九〇十八 「略」

十九 介護保険法第百十五条の四十五第十項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務 次に掲げる情報

「イ」ニ 略」

二十 介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ニ 略」

ホ 賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

二〇一〇 二〇一三 「略」

「号を削る。」

七〇十六 「同上」

十七 介護保険法第百十五条の四十五第五項及び第百十五条の四十七第八項に規定する利用料の請求に係る事務 次に掲げる情報

「イ」ニ 同上」

十八 介護保険法第百二十九条第二項の保険料の賦課に関する事務 次に掲げる情報

「イ」ニ 同上」

ホ 当該賦課被保険者又は当該賦課被保険者と同一の世帯に属する者に係る年金給付関係情報

一九〇二〇一 「同上」

二十二 介護保険法施行規則第八十三条の六（同令第九十七条の四において準用する場合を含む。）の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

ロ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係

情報

ハ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚

二十四 「略」

2 前項第二号から第五号まで（第二号については、介護保険法第四十九條の二に係る事務に限る。）の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第八條第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第二号から第五号までの規定中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。

二十三 「同上」

2 前項第三号、第四号及び第二十二号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第八條第二十六項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法」と、前項第二十二号中「介護保険法施行規則」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規

姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下この号において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

ニ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ホ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくはその者の配偶者に係る年金給付関係情報

**第五十条** 法別表第二の百二の二の項の主務省令で定める事務は、

次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十七条第一項の健康増進事業の実施に関する事務 当該健康増進事業の実施に係る者に係る健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事業の実施に関する情報

二 健康増進法第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務 当該健康増進事業の実施に係る者に係る健康増進法施行規則第四条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事業の実施に関する情報

**第五十四条** 法別表第二の百七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げ

定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則「と読み替えるものとする。

**第五十条** 削除

**第五十四条** 法別表第二の百七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の特別障害給付金の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げ

る情報

イ 当該請求を行う者に係る労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十条の三第二項の障害年金、同法第二十条の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十条の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十条の四第一項の複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

〔ロ・ハ 略〕

二 〔略〕

三 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第三条第一項の支給の調整に該当する場合の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者に係る労働者災害補償保険法第十二条の

げる情報

イ 当該請求を行う者に係る労働者災害補償保険法第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の三第二項の障害年金、同法第二十条の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三条第一項の傷病年金又は同法附則第五十九条第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十条第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十二条第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三条第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

〔ロ・ハ 同上〕

二 〔同上〕

三 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第三条第一項の支給の調整に該当する場合の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者に係る労働者災害補償保険法第十二条の

八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九條第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十條第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十條の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十條の四第一項の複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十二條第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三條第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

ロ 「略」

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第四条第一項の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者に係る労働者災害補償保険法第十二條の八第三項の傷病補償年金、同法第十五條第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数

八第三項の傷病補償年金、同法第十五條第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九條第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十條第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十二條第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三條第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

ロ 「同上」

四 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第四条第一項の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出を行う者に係る労働者災害補償保険法第十二條の八第三項の傷病補償年金、同法第十五條第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金若しく

事業労働者遺族年金、同法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金若しくは同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九條第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十條第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十條の三第一項の複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第六十條の四第一項の複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第六十二條第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三條第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

〔ロ・ハ 略〕

五 〔略〕

第五十八条 法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。二及び次号二において「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支

は同法第二十三條第一項の傷病年金又は同法附則第五十九條第一項の障害補償年金前払一時金、同法附則第六十條第一項の遺族補償年金前払一時金、同法附則第六十二條第一項の障害年金前払一時金若しくは同法附則第六十三條第一項の遺族年金前払一時金の支給に関する情報

〔ロ・ハ 同上〕

五 〔同上〕

第五十八条 法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔号の細分を加える。〕



|   |  |
|---|--|
| <p>給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。）に係る生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 当該申請を行う者の保護者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>ハ・ニ 「略」</p> <p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>イ 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p> <p>ロ・ニ 「略」</p> | <p>イ 当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報</p> <p>ロ・ハ 「同上」</p> <p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>イ・ハ 「同上」</p> |
|---|--|

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条に係る改正規定は、老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第四十三号）第二条（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三十五条、第四十条、第四十二条、第四十九条、第五十四条、第五十五条の二及び第五十九

条の改正規定に限る。 ) の規定の施行の日から施行する。